

郷土の古文書

「東海寺僧復飾による檀家譲渡とりかわし為取替証文」

解説

前回と同様神仏混淆廃止に伴う市内の状況を物語る古文書を取り上げてみました。

ここに出てくる東海寺は真言宗大悲願寺（横沢）の末寺で、その創建は古く弘安二年（1279）代継縫之助の開基と伝えられています。本尊は不動明王で村内の鎮守神明宮、白滝大神、山神、風神の別当をしており、檀家はわずか七軒の小寺でした。

神仏混淆廃止により東海寺の本尊不動明王は白滝神社に合祀されました。そして、住職法印宥舜は復飾（僧籍にあった者が俗籍にもどること。げんぞく還俗）し、同時に代継左近と改名し神主になりました。江戸幕府の庇護のもと数百年権勢を振るってきた寺にとって神道のまき返しは大変な恐怖だったようです。有名な寺院も含め全国的に大勢の僧侶が還俗しました。

当然の事ながら左近も神道自葬祭を願い出で許可されたのですが、左近は急に神主になったため新しい神葬祭のやり方がわからなかったようです。神主と檀家でよく話し合った上、隣寺臨濟宗真城寺へ檀家を譲ることになりました。それについて過去帳、位牌、（碑カ）石牌共送り金子五両を受け取りました。この証文では東海寺が再び寺として復帰した時には、取り交わした一札と趣意金五両共お戻し致す事、その時もとの檀家は戻してもらいたいと約束させていますが、東海寺はその後復帰する事はなく廃寺となったのでした。

解説文

為取替議定一札之事

今般王政御一新神仏混淆御廢止

被仰出候^二付無拋復飾仕候 右担方神道

自葬祭願御聞濟^二相成候得共執行之儀

新法之事故 双方孰談納得之上貴寺様^江

御讓度趣申上候処其段御承知被成候 就^{而者}

過去帳^并銘々位牌石牌共差送申候処右

趣意^与して金子五両御遺し被遊慥^二受納仕候

然ル上^者永代仏葬御執行可被成候 尤後日^二

若哉万一東海寺々号^二立歸り候節^者右為

取替一札^并趣意金共急度御戻し可申候

其時^二元担方御差戻し可被成候 為後証連印

為取替一札仍而如件

当村鎮守

神主 代繼左近^印

明治三午年正月 右担方 佐兵衛^印

同 利右衛門^印

同 与三郎^印

同 五兵衛^印

同 竹次郎^印

同 愛三郎^印

同組頭 徳藏^印

常善せわ人

佐兵衛^印

上分せわ人

七次郎^印

うちせわ人

左近^印

百姓代 七次郎^印

同村
真城寺様

名主	同	同	同	同	同	同	組頭
庄次郎	太郎右衛門	儀兵衛	安右衛門	長五郎	次右衛門	勘次郎	源太郎
印	印	印	印			印	印

為政整儀文一札之末

今政王政門一新神仲儀儀法度上
其作也其宜攝儀飾位之在在神道
自齊祭儀法度所攝儀飾位之在在神道
則法之在在神道法度所攝儀飾位之在在神道
以攝儀飾位之在在神道法度所攝儀飾位之在在神道
至至儀飾位之在在神道法度所攝儀飾位之在在神道
報章之在在神道法度所攝儀飾位之在在神道
儀飾位之在在神道法度所攝儀飾位之在在神道
儀飾位之在在神道法度所攝儀飾位之在在神道
儀飾位之在在神道法度所攝儀飾位之在在神道

明治二十年三月

菅内操

代徳大進

- 依去書
- 利書
- 赤之書
- 武書
- 竹書
- 皇三書
- 徳書
- 依書
- 七書
- 左書
- 七書
- 源書
- 動書
- 次書
- 長書
- 安書
- 依書
- 左書
- 唐書

裏紙寺様